

青森市子ども・子育て会議条例

(平成二十五年条例第二十九号) の一部改正【第八条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号。以下「法」 という。) 第七十二条第一項及び第三項の規 定に基づき、青森市子ども・子育て会議の設 置、組織及び運営について、必要な事項を定 めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 法第七十二条第一項の規定に基づき、 青森市子ども・子育て会議 (以下「子ども・ 子育て会議」という。) を置く。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号。以下「法」 という。) 第七十七条第一項及び第三項の規 定に基づき、青森市子ども・子育て会議の設 置、組織及び運営について、必要な事項を定 めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 法第七十七条第一項の規定に基づき、 青森市子ども・子育て会議 (以下「子ども・ 子育て会議」という。) を置く。</p>